

## 1 子ども・子育て支援新制度全般に関するご意見について

再度、委員の皆様にご理解いただきたい。

此度の子ども・子育て支援新制度は、これまでの次世代育成会議の延長ではなく、新たな制度を定める会議であること。

① この制度は、子どもの最善の利益が優先される。そのため教育の視点が重視されるべきで、幼児教育の観点を常に考慮に入れること。

② 9月10日に、この会で配布された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針を常に念頭に入れて、議論してほしい。

「父母、その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という、基本的認識を前提とし、保護者がその責任を果たせるように、地域や社会が、保護者が肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整えること。

国の指針では、子ども・子育てに対する教育・保育及び地域における子ども子育ての利・活用についてアンケート等により情報収集を行い、新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定を求めているが、我が市の現状から、対象児に対する施設容量はほぼ充足していると考えられることから、施設の多様な在り方（障害児の受入れ拡大或いは長時間保育その他の追加保育や課外学習等の追加教育に対する選択肢の拡大）や保育・教育・地域型保育の在り方などを重点とした計画の策定をお願いします。

消費税率が上がり増税となっても、ちゃんと子育て支援にお金がまわっていると実感できるような防府市の『子ども・子育て支援新制度』が作れたら良いと思っています。

具体的には、防府市の場合「子どものための教育・保育給付」の分野は待機児童が居ない点や幼稚園の預かり保育が充実しているなどで子育て世帯に大きな不満は無いように感じています。それよりも、「地域子ども・子育て支援事業」の分野がまだまだ手薄な感があります。よんよん隊の活動でも、0歳児の子育てママや未就園児の子育てママの講座は人気です。講座参加の動機は、0歳児ママは、まだ子どもは小さいので、ママ同士の繋がりを強く求めています。未就園児ママは、子ども同士を遊ばせたい+ママ友作りが主な目的です。特に、一人目を子育て中のママは、自身のリフレッシュよりも“つながり”を求める傾向が強いです。ぜひ、地域子ども・子育て支援事業の中で、子育てママがつながってゆける場づくりが必要だと考えています。

そして、子育て支援を受けた人が、次は自分が支援者となれる環境作りも大切かと思っています。今ある団体さんも高齢化や担い手不足に悩んでいるとお聞きしています。子育て中のママ達が、子育て支援サービスを受けるだけのお客様にならない仕組み作りもこれからは必要だと思います。

## 2 子ども・子育て支援新制度全般に関するご質問について

施設型給付の中味を早く知りたい。

### 【事務局の考え】

子ども・子育て支援新制度における、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付となる「施設型給付」の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされています。

$$\text{施設型給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$$

新制度の施行に伴い、認定こども園、幼稚園・保育所については、原則として施設型給付を受けることとなりますが、幼稚園については、特例的に施設型給付対象施設となるのか、私学助成対象施設として継続するのかが選択することになります。

公定価格が示されることにより、現行の私学助成の下での運営と比較し、施設型給付を受けるかどうかの判断をすることになりますが、「公定価格の水準」が大きく影響することになるため、施設型給付の水準が分からない現段階では、幼稚園は本制度への参加について判断できません。

「公定価格」については、現在も、国において議論が重ねられている最中で、現時点では不透明な状態です。

国のスケジュール・イメージでは、公定価格の確定は、27年度の予算成立の時期（26年度末）となりますが、26年度の早い段階（4～6月）に公定価格の骨格（算定構造）、仮単価を示し、27年度概算要求（26年8月末）に向けた意向調査を行う予定となっていますので、子育て支援課としては、今後も、国の動向を注視して行き、各施設にも情報の提供をしてまいりたいと考えております。

支援新制度の実施を、再来年の4月（平成27年4月）目標で進んでおりますが、この業務を遂行するための人的支援（各専門職の人材確保）及び養成も気になるところですが、実状をお聞かせ願えたらと思います。

### 【事務局の考え】

新制度における各種施策の多くは、市町村が主体となって実施していくこととなりますが、質の高い特定教育・保育、特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たり基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、総合的に人材の確保及び養成を進めることが重要となってきます。

人材の確保・人材育成については、都道府県が中心となり、広域的に取り組むことが効率的・効果的であることから、新制度においては、都道府県が作成する事業計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項については、都道府県が事業計画で定めることとなっております。

従いまして、防府市としては、子どもに関する専門的な知識や技術を必要とする支援に関しては、体制の強化及び資質の向上など、県が行う施策との連携に関して、委員の皆様方からご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

① 都市部に言われている保育施設への入所待ち状況に端を発して出てきた政策と考えるが、地方においては、少子・高齢化に加えて人口減少の時代を迎えている。我が市では、保育所についてはやや定員を超えた入所願望があるとする統計上の数値はあるが、実際には待機児童は生じていないのが現実と思われる。一方、幼稚園については、各施設における定員と入所者の状況を見ると余裕があるよう見受けられる。こうした現状を踏まえた中で、我が市の人口動態から察すると、保育所については、今後、保育数が減少することが考えられるし、幼保併設型の新たな認定こども園への移行等に伴い幼保施設（幼稚園・保育所・認定こども園を言う。以下において同じ。）間の保育児童の移動も考えられる。また、地域型保育事業については、対応施設数や収容量等の量的な整備が求められているのが現状と思われる。これらに対応するために、幼保施設の定数配分等については、幼保関連施設の設置者に委ねるのか。このたびのアンケートの結果により、行政として、新たな「子ども・子育て支援事業計画」に幼保施設各個体の定員見直しや地域型保育事業の種別ごとの導入規模等について組み込む予定があるのでしょうか。

② 0歳から就学前の子ども達の発達過程における環境づくりがその子どもの将来に大きく影響すると言われていますが、その1つとして、保育園及び幼稚園における保育士や幼稚園教諭のレベルアップが大変重要と考えます。新たな幼保併設型の認定こども園においては、保育士と幼稚園教諭の両資格を備えた職員が必要と聞きます。制度改変された幼保施設の職員及び地域型保育事業に従事する職員の今まで以上のレベルアップが強く求められると考えますが、関係施設の設置者への期待感だけでなく、行政としての立場で関連職員研修等について「子ども・子育て支援事業計画」に組み込まれる予定があるのでしょうか。

#### 【事務局の考え】

① 市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するに当たっては、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項を定めることとされています。

具体的には、教育・保育の利用状況及びニーズ調査等による利用希望を分析し、かつ評価し、基本指針で示されている参酌標準を参考として特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に係る「必要利用定員総数」を定めることとなっています。

併せて、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期についても定めることとなっています。

一方で、給付につきましては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、財政支援の対象とすることになります。

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定めることとなります。

教育・保育施設及び地域型保育施設の利用定員を定める際には、この防府市子ども・子育て会議の意見を聴くこととされており、所掌事務の内の一つとなっています。

なお、新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされますが、これらの施設に対しても、認定区分に応じた利用定員を設定することとなっており、その事務手続等については、今後、示される予定となっています。

確認制度上の利用定員をどのように扱うかなどについては、現在、国において検討

が進められており、具体的な内容等については決まっています。

いずれにいたしましても、現在、進めておりますニーズ調査の集計・分析等の結果を踏まえ、新制度が、保護者の選択に基づき多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえながら、この会議において協議をすすめてまいりたいと考えております。

- ② 新制度における各種施策の多くは、市町村が主体となって実施していくこととなりますが、質の高い特定教育・保育、特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たり基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、人材の確保及び養成を総合的に進めることが重要となってきます。

この中で、都道府県は中心的な役割を担っており、人材の確保・人材育成については、都道府県が実主体となって取り組むことが効率的・効果的であることから、今後、都道府県が作成することとなる事業計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項について、事業計画で定めることとされており、特に保育士や幼稚園教諭を対象とした研修についても積極的に実施するよう規定されています。

子ども・子育て支援新制度全般をしっかりと把握できていない状態なので、検討はずれの質問でしたらすいません。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行となりますが、今の時点で防府市が行う新体制は何が決まっているのでしょうか。8月の出前講座では、幼稚園・保育園の入園手続きが変更になるとお話がありました。その他にも決まっている事があれば、24日の会議で教えて頂けると幸いです。

新制度の内容は、子ども・子育て会議の意見を聞きながら検討してゆくのだとは思いますが、防府市として重視している事業や分野があれば、ぜひ知りたいと思っています。

どうぞ宜しくお願い致します。

#### 【事務局の考え】

新制度の施行に当たっては、「子ども・子育て関連3法」により規定されているものを除き、多くのことについては、今後の市町村子ども・子育て支援事業計画の作成や給付・事業に関する基準条例の整備等を進めていく中で検討を行い、決定していくこととなります。

このたび、事業計画を作成するために重要となるニーズ調査が終わりましたので、今後、集計・分析等を行いながら見込み量等を算定したのち、会議の中でご検討をいただきながら、事業計画の策定、運営基準等の検討を進め、防府市としての新体制を整えていくこととなります。

なお、市民・利用者の方に関するもので、新制度で変わる点ということでは、

#### ○ 幼稚園や保育所などを利用する際の手続き

幼稚園や保育所などの利用を希望される場合は、まず、市に申請して保育の必要性等の認定を受けることとなります。市からは、認定証を交付し、認定された内容に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育な

どの中から、それぞれのニーズに合った施設や事業を御利用いただくこと  
になります。

○ 放課後児童クラブの利用年齢の拡大

「おおむね10歳未満の児童」 ⇒ 「小学校に就学している児童」

現在、本市では、次世代育成支援行動計画（後期計画）により、次の6つの項目を  
基本方針と、総合的に施策を推進しています。

- (1) すべての子育て家庭への支援
- (2) 母子保健対策の充実
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 職業生活と家庭生活との両立支援
- (5) 要保護児童等への対策の推進
- (6) 安全・安心まちづくりの推進

新たに作成する市町村子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支  
援法により地域福祉計画や教育振興基本計画などの他の計画との調和がとれたものと  
することとされています。併せて、本市の上位計画である「防府市総合計画」や関連  
計画との整合性も保ちながら進めていく必要があります。

地域の実情にあった子ども・子育て支援事業計画の作成に向けて、このたびのニー  
ズ調査等による利用状況や利用希望等を踏まえつつ、委員の皆様方のご意見をいただ  
きながら、本市にふさわしい新しい制度の構築を目指し取り組んでいきたいと考えて  
おります。